

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 4
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 6
- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】 8

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 9
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 10
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 11

◇ 交 通 局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 12

北九州市告示第 3 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 1 3 番 1 号	令和 4 年 7 月 1 日

2 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
新小倉ビル調剤薬局	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号	令和 4 年 7 月 1 日
雅薬局	北九州市戸畑区千防二丁目 6 番 2 7 号	令和 4 年 7 月 1 日

3 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションサポートハウス小倉	北九州市小倉北区宇佐町一丁目 5 番 1 1 号	令和 4 年 7 月 1 日

北九州市告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人じょうおニコニコクリニック	北九州市八幡西区岸の浦一丁目3番9号	令和4年7月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
しらゆり薬局	北九州市小倉北区白銀一丁目6番9号	令和4年7月1日
雅薬局	北九州市戸畑区千防二丁目6番27号	令和4年7月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションみらい	北九州市小倉北区江南町3番1号-902号室	令和4年7月1日
心の花訪問看護ステーション	北九州市戸畑区中原東三丁目7番15号	令和4年7月1日

北九州市公告第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルク八幡西店

北九州市八幡西区町上津役東一丁目1911番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社丸久

山口県防府市大字江泊1936番地

代表取締役 田中康男

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 午前9時から翌日の午前0時まで

イ 変更後 午前8時から翌日の午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時半から翌日の午前0時半まで

イ 変更後 午前7時半から翌日の午前0時半まで

4 変更する年月日

令和4年6月25日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年6月24日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年11月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年11月1日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第443号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和4年7月1日 第745202号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置		延長 (m)	幅員 (m)
	起点	終点		
7・4・44-5 5長野津田区画街路1号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目2259番1	北九州市小倉南区長野本町二丁目2214番	210.5	16.0
区画道路2号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目2221番6	北九州市小倉南区長野本町二丁目2195番3	109.4	9.0
区画道路3号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目2258番1	北九州市小倉南区長野本町二丁目2246番5	118.9	8.0
区画道路4号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目2214番	北九州市小倉南区長野本町二丁目2213番	75.5	8.0
区画道路9号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目2162番1	北九州市小倉南区長野本町三丁目2145番1	169.8	8.0
区画道路12号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目2162番1	北九州市小倉南区長野本町三丁目2099番3	130.2	6.0

区画道路 13号線	北九州市小倉南 区長野本町三丁 目2147番1	北九州市小倉南 区長野本町三丁 目2162番1	139.0	6.0
--------------	-------------------------------	-------------------------------	-------	-----

北九州市公告第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和4年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・3・44-38号 野面木屋瀬線

廃止する部分 北九州市八幡西区大字野面、木屋瀬二丁目及び木屋瀬五丁目の各一部

(2) 3・2・44-61号 11号線

廃止する部分 北九州市八幡西区大字野面の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

令和4年7月1日から同月14日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年7月14日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市上下水道局告示第 22 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M-185	守谷建設株式会 社	守谷 昇	北九州市小倉南 区大字山本 7 6 5 番地	令和 4 年 7 月 1 日
W-058	株式会社丸平設 備	平原道男	北九州市若松区 大字安屋 6 0 番 地 2	令和 4 年 7 月 1 日
F-224	月村組	月村敏章	山口県山陽小野 田市大字埴生 5 7 4 番地 1 2	令和 4 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
W-015	丸平設備	平原道男	北九州市若松区 区大字安屋60 番地2	令和4年5 月31日
F-147	いわもと設備	岩本一馬	福岡県遠賀郡水 巻町二西三丁目 17番13号	令和4年5 月25日

北九州市上下水道局告示第24号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3172	守谷建設株式会社 守谷 昇	北九州市小倉南区 大字山本765番 地	令和4年7月1日から 令和9年5月31日 まで

北九州市交通局公告第19号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1号及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月1日

北九州市交通局長 福本 啓 二

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 北九州市交通局財務会計システム 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで（契約締結の日から令和5年3月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は同年4月1日から令和10年3月31日までの60箇月とする。）
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和 4 年 7 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 4 年 7 月 8 日までに競争参加の申出書を第 1 号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
北九州市交通局 4 2 会議室

イ 日時 令和 4 年 7 月 2 0 日午後 2 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401